

保育所等の給食外部搬入関連(920) 変更申請が必要なケース

令和5年3月

変更事項		変更申請 ○：必要 ×：不要	備考
1. 外部搬入実施保育所の減少			
① 単なる数の減少（統廃合等）	×	×	特区計画の実施に支障がない
② 一部を自園調理に移行	×	×	特区計画の実施に支障がない
③ 全部を自園調理に移行	計画取り下げ		
④ 一部が認定こども園に移行	×	×	移行後の認定こども園が幼保連携型であって、外部搬入を継続する場合は、別途2001の新規申請が必要
⑤ 全部が認定こども園に移行	計画取り下げ		同上
2. 外部搬入実施保育所の追加・変更		○	追加・変更保育所の体制、調理設備等の確認が必要
3. 外部搬入実施保育所の建替え		○	新たな建物における調理室の面積、有する設備等の確認が必要
4. 外部搬入実施保育所の名称変更			
① 単なる名称変更 例) A市立〇〇保育所→A市立××保育所	×	×	特区計画の実施に支障がない
② 市町村合併によるもの（認定自治体は存続） 例) A市立〇〇保育所→B市立〇〇保育所 (A市は存続し、B市と名称変更)	×	×	特区計画の実施に支障がない
③ 市町村合併によるもの（認定自治体は消滅） 例) A市立〇〇保育所→B市立〇〇保育所（A市は消滅）	○	○	認定申請マニュアル（総論）P7参照
5. 外部搬入実施保育所の調理設備の変更			
① 機能が変わらないもの（電子レンジの買い替え等）	×	×	特区計画の実施に支障がない
② 機能が変わり得るもの（調理室の面積変更、設備の削減等）	○	○	各種対応に支障が生じない程度の設備かどうかの確認、変更後の写真、図面添付が必要
6. 外部搬入事業者の変更			
① 外部搬入事業者そのものの変更	○	○	変更受託者の能力や契約書の確認等が必要
② 単なる商号変更・代表者の交代 例) 株式会社A→株式会社B	×	×	特区計画の実施に支障がない
③ 合併等によるもの（外部搬入事業者は存続） 例) 株式会社Aが株式会社Bを吸収合併する	×	×	特区計画の実施に支障がない ※(株)Aが吸収合併後に(株)Bに商号変更した場合も同様。
④ 合併等によるもの（外部搬入事業者は消滅） 例) 株式会社Aが株式会社Bに吸収合併される	○	○	上記4. ③に準じる ※(株)Aを吸収合併した(株)Bが、(株)Aに商号変更した場合も同様。
7. 配送ルートの変更	×	×	特区計画の実施に支障がない

※いずれの場合においても、認定自治体に対し、計画の変更の可能性が生じた場合は早めに当局に相談するよう周知の上、要件該当性を適宜確認し変更申請の要否を検討するものとする。